

令和4年度 事業継続力認定制度検討委員会

2. 審議事項

令和4年12月23日(金)

中部地方整備局

災害対策マネジメント室

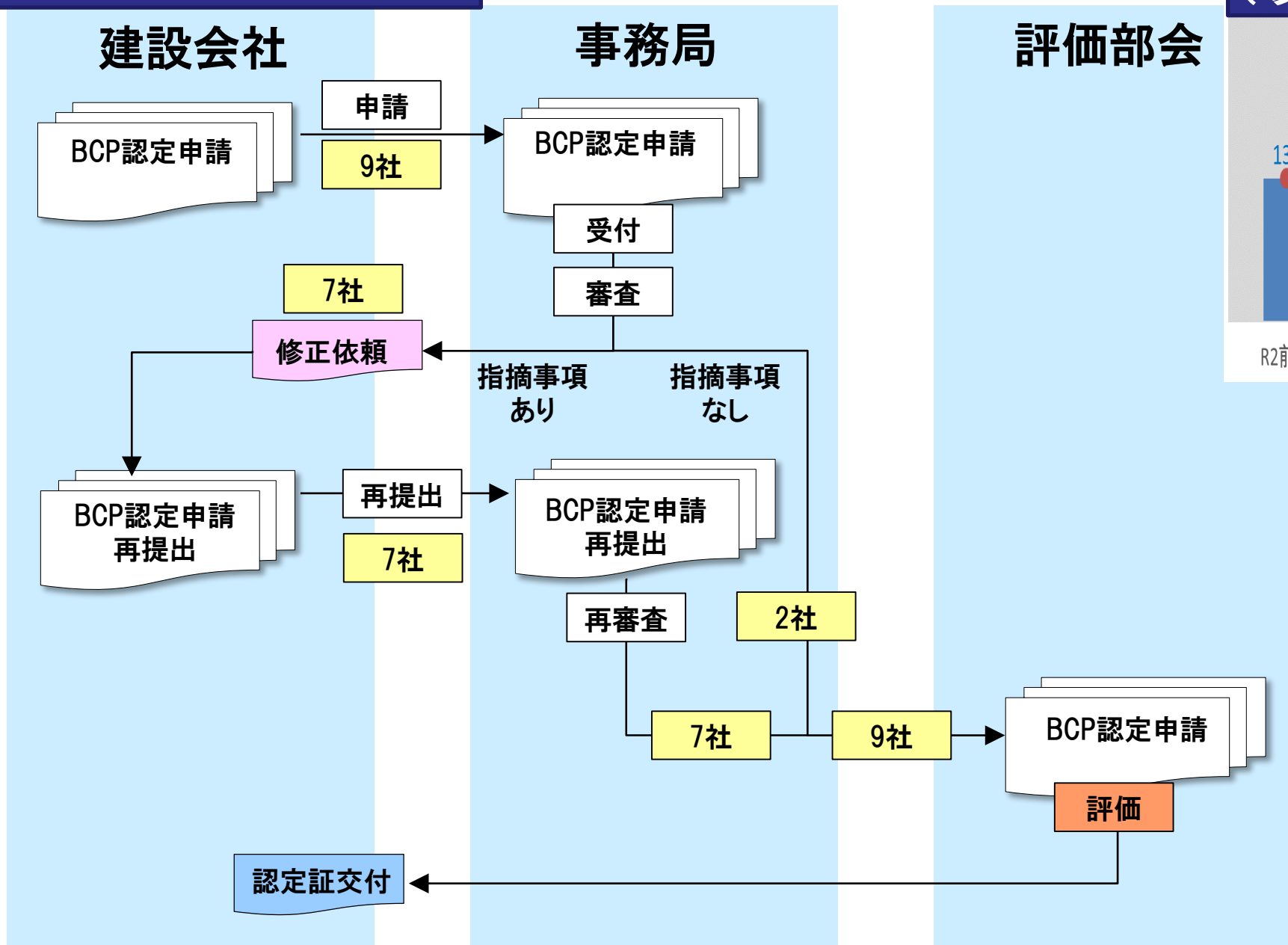
港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

令和4年度前期時点の認定状況

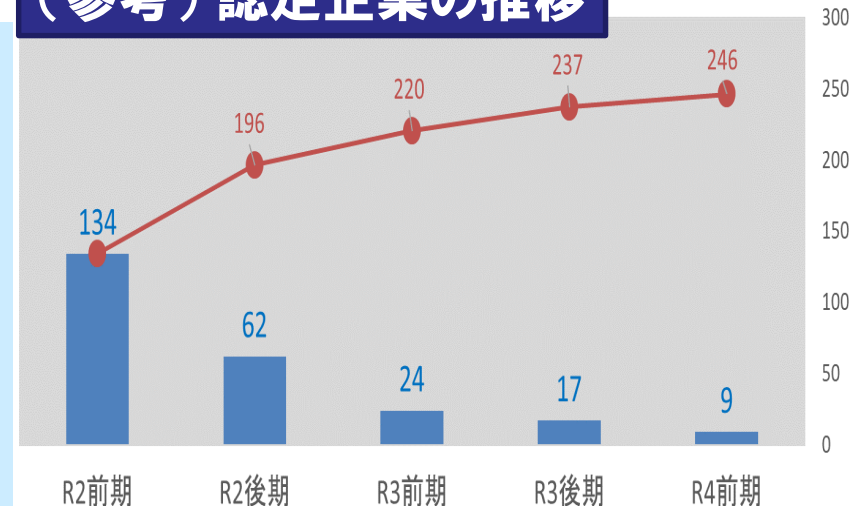
令和4年度事業継続力認定制度の年間スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前期申請期間		書類審査・修正依頼			後期申請期間 ※			委員会			
前期評価部会					後期評価部会						

令和4年度前期の申請状況



(参考) 認定企業の推移



令和2年度 合計

申請数: 198社
認定数: 196社

令和3年度 合計

申請数: 41社
認定数: 41社

令和4年度 前期

申請数: 9社
認定数: 9社

令和2～4年度前期合計

申請数: 248社
認定数: 246社

※令和4年度後期の申請数は12社。後期評価部会は1月に予定しています。

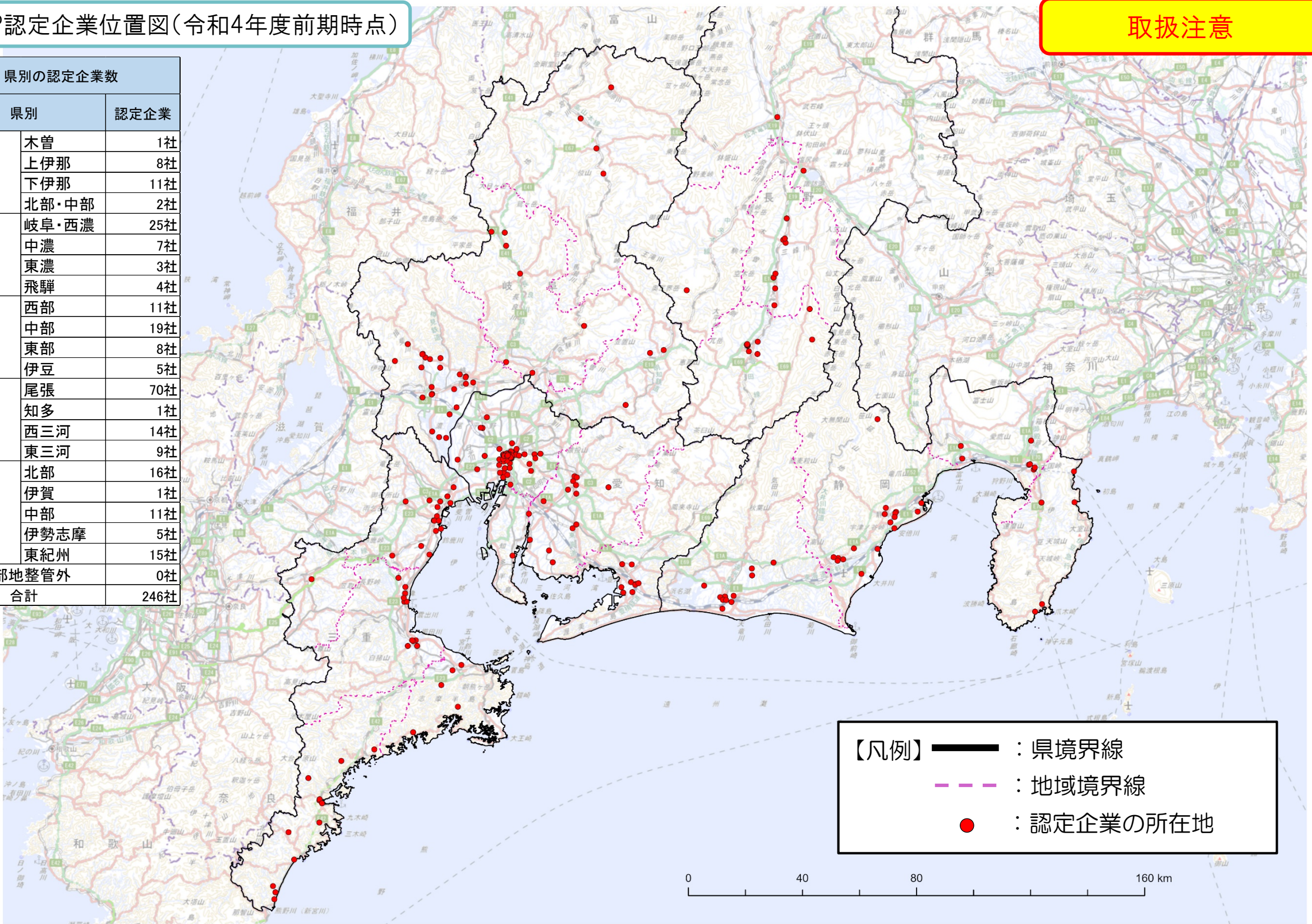
令和4年度前期時点の認定状況

BCP認定制度開始後から令和4年前期までの認定企業位置図は以下に示すとおりであり、平成29～令和元年度に中部地整発注工事の受注実績のある企業に対しての認定率は51%となり、令和3年度（49%）より2%上昇した。

BCP認定企業位置図(令和4年度前期時点)

取扱注意

県別の認定企業数		
県別		認定企業
長野	木曽	1社
	上伊那	8社
	下伊那	11社
	北部・中部	2社
岐阜	岐阜・西濃	25社
	中濃	7社
	東濃	3社
	飛騨	4社
静岡	西部	11社
	中部	19社
	東部	8社
	伊豆	5社
愛知	尾張	70社
	知多	1社
	西三河	14社
	東三河	9社
三重	北部	16社
	伊賀	1社
	中部	11社
	伊勢志摩	5社
	東紀州	15社
中部地整管外		0社
合計		246社



【凡例】

- ：県境界線
- - -：地域境界線
- ：認定企業の所在地

(2) 評価要領・ガイドラインの改定

審議事項① 認定対象となる建設会社(工事種別)の拡充

【改定の主旨】

- 現行認定制度での認定対象となる建設会社は、災害発生時にいち早い対応が必要な工事種別として一部の工事種別に限定している。
- 一方で大規模自然災害時には、広範囲での緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などのインフラ施設の早期復旧が求められるため、**地域・業種に偏りなく建設関係企業全体で地域の早期復旧・復興にむけた支援活動が必要不可欠。**

【改定内容】

- 大規模自然災害時の現場即応力を強化するため、認定対象となる建設会社の拡充を行い、**全工種を認定対象**とする。

<道路・河川・官庁営繕・公園関係>

工事種別		等級
1	一般土木	B～C
2	アスファルト舗装	A～C
13	維持修繕	—

<港湾空港関係>

工事種別		等級
2	港湾土木	A～B
3	港湾等しゅんせつ	A～B



拡充

黄色：新規に認定の対象となった工事種別
水色：認定対象の等級を拡充した工事種別

■ 現行の評価要領

【認定対象となる建設会社】（評価要領P.2）

認定審査に申し込むことができる会社は、建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが中部地方整備局管内にあり、かつ中部地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、「**一般土木工事のB・C等級**」、「**維持修繕工事**」、「**アスファルト舗装工事**」、「**港湾土木工事のA・B等級**」、または「**港湾等しゅんせつ工事のA・B等級**」に認定されている建設会社とします。

<道路・河川・官庁営繕・公園関係>

工事種別		等級	工事種別		等級	工事種別		等級
1	一般土木	A～D	9	砂利・石・コンクリート舗装	—	17	さく井	—
2	アスファルト舗装	A～C	10	舗装・コンクリート	—	18	プレハブ建築	—
3	鋼橋上部	—	11	法面処理	—	19	機械設備	—
4	造園	A～B	12	塗装	—	20	通信設備	—
5	建築	A～D	13	維持修繕	—	21	受変電設備	—
6	木造建築	—	14	河川しゅんせつ	—	22	橋梁補修	—
7	電気設備	A～C	15	グラウト	—			
8	暖冷房衛生設備	A～C	16	杭打	—			

<港湾空港関係>

工事種別		等級	工事種別		等級	工事種別		等級
1	空港等土木	A～C	3	港湾等しゅんせつ	A～C	5	港湾等鋼構造物	A～B
2	港湾土木	A～C	4	空港等舗装	A～C			

■ 評価要領の改定案

【認定対象となる建設会社】（評価要領P.2）

認定審査に申し込むことができる会社は、建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが中部地方整備局管内にあり、かつ中部地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている建設会社とします。

審議事項② 継続申請時の評価基準（考え方）

【改定の主旨】

- 令和2年度の制度創設から認定期間の3年が経過し、令和5年度から継続申請の受付を開始。令和2年度に初回認定された196社からの継続申請が想定される。
- 全ての認定企業から確実に継続申請をしてもらうとともに、確実な訓練の継続実施・改善により、各社のBCPの実効性向上を図る。

【改定内容】

- 「現行の評価要領において継続申請時の提出を求めている訓練の実施状況、改善の実施状況および平常時の点検の実施状況」や「組織体制や関係する機関の人員体制変更による時点更新」を確実に実施してもらうため、申込書類確認一覧（様式2）への「時点更新が必要な項目」欄の追記、実施記録等を作成する際に参考となる様式例及び確認ポイントの追記等の改定を行う

【継続申請時の確認項目】

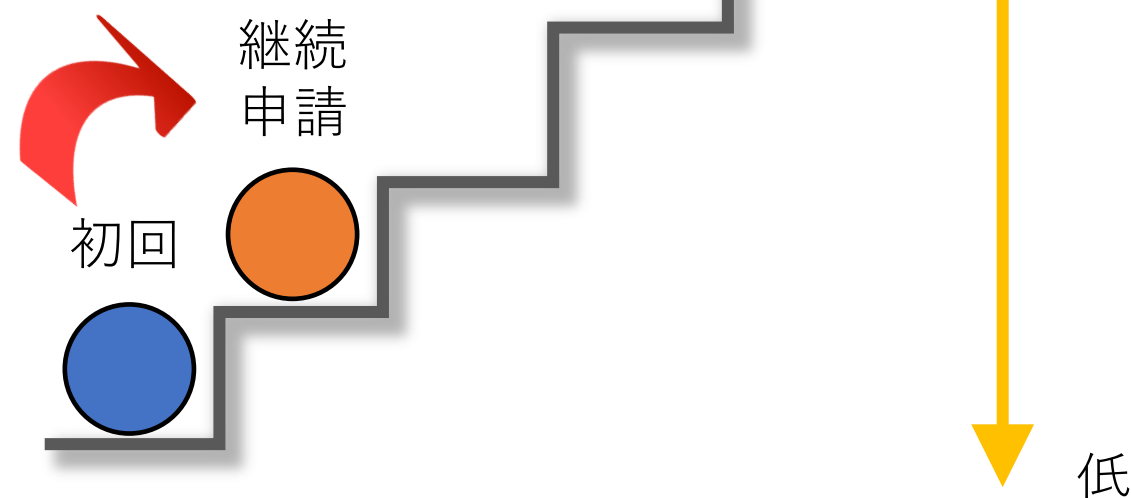
初回申請時

- ・ 計画の策定
- ・ 重要業務の選定と目標時間の把握
- ・ 災害時の対応体制
- ・ 対応拠点の確保
- ・ 情報発信・情報共有
- ・ 人員と資機材の調達
- ・ 訓練と改善の実施（計画のみ）

継続申請時

- ・ 時点更新箇所の確認
- ・ 訓練と改善の実施（記録の提出）

訓練の継続実施、
改善によるレベル
アップ



初回の評価基準は変更せず、時点更新箇所の確認や訓練と改善の実施により各社のBCPに実効性向上を図る。

【改定の主旨】

- 昨年度実施した認定企業に対するアンケート調査において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で**訓練を当初計画通り実施出来ていないとの意見が多数**あったため、**緩和措置**を検討。

【改定内容】

- 自然災害の発生及び新型コロナウイルス感染症拡大防止や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなど、**計画どおりに訓練を実施出来ていない場合**（計画に対して訓練規模を縮小など）は**継続申請時点で実施済の訓練実施記録の提出により申請を受付**
- 訓練を**未実施の場合**は、「未実施の理由」及び「訓練実施予定」を明記し、**緩和措置を申し入れることにより申請を受付**
緩和措置を申し入れた認定企業には訓練実施後速やかに訓練実施記録の提出を求め、認定証の交付日から**1年以内に訓練実施記録の提出がない認定企業は失効**とする

■ 評価要領の改定案

【申込書類】（評価要領P.6）

継続申請については、認定期間（3年間）の実施記録（訓練・点検など）を必ず添付ください。**ただし、自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなどの理由により訓練実施記録の提出に関する緩和措置を受ける場合にはこの限りではありません。**

追記

【認定証の有効期限】（評価要領P.5）

評価に適合した申込案件について、評価部会にてその内容等を諮り、認定証を交付します。認定証は交付日より3年間有効となります。認定証の交付は中部地方整備局のホームページで公表します。

また、訓練の実施に関する緩和措置を申し入れる場合には、訓練実施後すみやかに訓練実施記録を提出することとし、交付日から1年以内に提出できない場合には当該認定証の有効期限によらず失効とします。

追記

■ ガイドラインの改定案

【訓練の結果概要の提出】（ガイドラインP.44）

② 訓練の結果概要の提出

訓練を実施した場合には、訓練実施記録を作成します。認定の更新を受ける場合には、訓練実施記録を提出することが必要です（過去3年分は必須）。認定の更新審査に際して、重要なチェック対象となります。

また、実施状況写真を撮影し、必ず実施記録に添付してください。ただし、安否確認訓練においては、実施写真の添付は必要ありませんが、返信率、返信時間等の実施結果を添付してください。

ただし、自然災害の発生及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなど、計画どおりに訓練を実施出来ていない場合には、継続申請時点で実施済の訓練実施記録の提出により申請を受け付けるものとします。

また、訓練を前回申請時から一度も実施出来ていない場合には、未実施の理由及び訓練実施予定を記入して申し入れをすることで緩和措置を受けることができます。

追記

【申込書類確認一覧（様式-2）】（評価要領P.30）

(6) 訓練と改善の実施	11. 訓練計画及び実施 (ガイドラインp.44～3-7(1)、p.46～3-7(3))	☐	訓練実施計画	事業継続計画を検証する訓練が計画されている
		☐	【継続申請時は必須】※2 訓練の実施記録	① 訓練毎に実施日時、場所、参加者、結果、改善点・所感が記載されていて、訓練毎の実施写真を添付した実施記録を作成している。 ② 実施記録と訓練計画に記載された訓練内容及びその回数が一致している。

追記

※2：自然災害の発生及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなど、計画どおりに訓練を実施出来ていない場合には、継続申請時点で実施済の訓練実施記録の提出により申請を受け付けるものとする。また、訓練を前回申請時から一度も実施できていない場合には、訓練実施記録の提出に関して緩和措置を受けることができる。緩和措置を希望する場合には、本様式の記載ページ欄に「緩和措置」と記入すること。また、申請書類の訓練実施記録の提出に関する記載ページに未実施の理由及び訓練実施予定を明記すること。

審議事項② 継続申請時の評価基準

【①時点更新】

- 各社で策定したBCPは、社会全体を取り巻く状況や各社における組織体制等の変更に応じて、定期的に最新情報に更新しておくことが必要となる。
- 自社の組織体制等の変更、連絡すべき相手先の変更等により、各社のBCPの変更の有無を改めて確認すべき項目について、評価要領・ガイドラインにわかりやすく記載する。

■評価要領の改定案

申込書類である「申込書類確認一覧（様式-2）」に時点更新の確認が必要な項目を記載することで、各社の見落としがないように配慮する。

申込書類確認一覧（様式-2）評価要領（P.28）					
確認項目		必要書類	記載ページ	確認のポイント	時点更新の確認が必要な項目※
計画の策定	計画の策定（ガイドライン p8～参照）	☐	計画策定の意義・目的、検討体制の資料及び責任者による承認等がわかる資料	計画策定の意義・目的、検討体制が記載されている。	●
				作成、改定等への記録に、責任者の確認サイン、印鑑等が記載されている。	●
(1) 重要業務の選定と目標時間の把握	1. 受ける被害の想定（ガイドライン p10～ 3-2(1) 参照）	☐	自社の地域で懸念される災害（例：南海トラフ巨大地震等）を整理した資料（想定される災害の一覧表及び内閣府や自治体等が公表している最新の被害想定資料（震度分布図、風水害・土砂災害等のハザードマップ等）に拠点・代替拠点位置をプロットしたもの）	①自社地域で想定される災害、被害を把握している。被害想定は公表されている最新のものを使用している。 ②ハザードマップと想定している被害状況が一致している。	●
				自社所有の建物の耐震性が確保されている。 <u>自社所有の建物の耐震性が確保されていない場合、対策等を具体的に考えている。（〇年〇月予定など時期を明確にしている）</u>	●
	2. 重要業務の選定（ガイドライン p12～ 3-2(2) 参照）	☐	重要業務の選定表	重要業務に以下の3項目が含まれている。 ①「施工中現場の被害状況確認・二次災害防止」 ②「関係する行政機関に対しての連絡調整」 ③「災害協定業務の着手」	
3. 目標時間の把握（ガイドライン参照）		☐	重要業務の目標時間の検討表（就業時間内／就業時間外（夜間・休日））（目標時間を設定した）	「施工中現場の被害状況確認・二次災害防止」、「関係する行政機関に対しての連絡調整」、「災害協定業務の着手」について	

追記

■ガイドラインの改定案

時点更新の確認が必要な項目に対して、「時点更新の確認」マークを記載することで、各社の見落としがないように配慮する。

例）自社の地域で懸念されている災害の一覧整理（ガイドラインP.11）

追記

表 3-3 自社の地域で懸念されている災害の一覧整理（様式例）					
リスクの種類	説明	懸念される本社・支店現場事務所等	懸念される被害の種類	被害の概要および程度	対応の優先順位
地震 A	南海トラフ巨大地震	本社・現場事務所	建物倒壊	本社機能が失われ、対応が困難	1
地震 B	震度 6 強の地震				

時点更新の確認

例）災害発生直後に連絡すべき相手先リスト（ガイドラインP.37）

表 3-26 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト（様式例）					
連絡相手方組織名	連絡の重要度	連絡先担当部署	連絡手段・連絡先	連絡する趣旨	当社担当者及び代理者
当社〇〇事業所	高	〇〇課	電話・FAX 電子メール 携帯電話・携帯メール	相互の概略に被害状況を把握 社員、来訪者の安否確認相互の支援の必要性の把握	担当者 代理者 役割
国土交通省〇〇出張所（災害協定先）	高	〇〇課		協定による業務への対応可能性の連絡 発注者側の対応体制の把握協定外の緊急業務の有無の把握	

追記

時点更新の確認

※BCPの実効性向上を図るためには、改善・定期的点検の実施により、適宜内容を見直す必要がある。特に●に該当する項目は、組織体制や関係する行政機関等の人員体制の変更、人員と資機材等の調達先の連絡先、施工中現場などの変更により、時点更新が考えられる箇所を示す。これらに該当する項目については、継続申請時に再度時点更新の有無を確認すること。

追記

審議事項② 継続申請時の評価基準

【②訓練実施記録】

- 中部地整におけるBCP認定制度においては、令和5年度が初回の継続申請受付となる。認定企業にとっては初めて訓練を実施する会社が少なくないことを考慮し、現行のガイドラインに対して、訓練実施記録の「様式例の追記」を行う。

(1) 様式例の追記

初めて訓練を実施する会社の記録作成の参考となるよう訓練実施記録の様式に各社の訓練実施内容の記録の様式例を追記。

■現行ガイドライン

【訓練の結果概要の提出】（ガイドラインP.45）

表 3-34 訓練実施記録（様式例）

記録項目	内容
訓練の種類	災害時対応の確認訓練（机上訓練）
実施日時	令和〇年〇月〇日 〇時～〇時
実施場所	本社〇階 A 会議室
参加者	全社員 〇人（〇〇、〇〇、・・・、〇〇）
訓練結果	〇〇について確認をおこなった。〇〇を把握していない者が多数いた。
改善点、所感など	〇〇について周知するとともに、講習会を実施する予定である。

（注）記載欄の明示は記入例である。

説明：改善点、所感については必ず記載して下さい。

■ガイドラインの改定案

【訓練の結果概要の提出】（ガイドラインP.45）

表3-34 訓練実施記録（様式例）

記載例を追記

項目		内容（記載例）
訓練名称		安否確認訓練
実施日時		令和〇年〇月〇日（〇） 00：00～00：00 ※曜日、時間帯を記載
実施場所		会社、現場、社員の自宅等
参加者		全社員
訓練内容	訓練目的	・全社員の安否確認を行えるか確認すること。 ・安否確認手段（メール、安否確認システム等）による安否確認。 ・安否確認の担当者がスムーズに行動できるか確認する。
	前提条件	【地震の場合】 ・令和〇年〇月〇日（〇）00：00に〇市で震度5弱の地震が発生し、橋梁が落橋した影響により県道〇〇が通行不能となった。 【洪水の場合】 ・令和〇年〇月〇日（〇）00：00に〇市大雨特別警報が発令され、〇〇付近が浸水
	実施内容	【安否確認の担当者】 ①社員に電子メールを一斉に送信し、安否確認を行う。 ②社員から返信される安否情報メールを集計する。 ③メール送信のない社員に対して、電話により安否確認を行う。 ④本部長に報告する 【参集者】 ①自身の安否情報を、会社にメール送信する。 ・災害後3時間以内に、全社員（100%）の安否を確認する。 ※目標値を記載すること。
	訓練目標	・災害後3時間以内に93%（28人/30人）の安否を確認することができた。 ※目標値に対する結果を記載すること。
訓練結果		・携帯電話の電源を切っている社員がおり、一部社員と連絡を取ることができなかった。 ・安否確認の担当者から2回メールが送信されてきた。
問題点・課題		・今回は訓練を実施することを事前に通知していたため、事前通知をしない訓練や土日祝日・夜間に実施する。 ・就業時間内においては、携帯電話の電源ON、常備を義務付ける。 ・安否確認の担当者から安否確認システムへの情報登録、安否確認メールへの返信依頼の両方が来た場合、先に安否確認システムへの情報登録を優先して実施する。 ※改善点をどのように次回以降の訓練計画やBCPへ反映したかを明記すること。
改善点、所感等		

特に注意すべき
ポイントを強調

訓練写真

例：01_安否確認メール送信

訓練内容に応じ、1枚～数枚写真添付
安否確認訓練の場合、返信率や返信時間等の実施結果を添付

※必要に応じて行の削除、追加
※訓練内容が適確に確認できる大きさのカラー写真

【②訓練実施記録】

- 中部地整におけるBCP認定制度においては、令和5年度が初回の継続申請受付となる。認定企業にとっては初めて訓練を実施する会社が少なくないことを考慮し、現行のガイドラインに対して、訓練実施記録の「確認のポイントの明確化」を行う。

(2) 確認のポイントの明確化

訓練実施内容は各社で異なり、統一的な評価基準を設定することが難しいため、訓練実施記録を提出する際の「確認のポイント」を追記する。

■ 現行ガイドライン

【訓練の結果概要の提出】（ガイドラインP.44）

② 訓練の結果概要の提出

訓練を実施した場合には、訓練実施記録を作成します。認定の更新を受ける場合には、訓練実施記録を提出することが必要です（過去3年分は必須）。認定の更新審査に際して、重要なチェック対象となります。

また、実施状況写真を撮影し、必ず実施記録に添付してください。ただし、安否確認訓練においては、実施写真の添付は必要ありませんが、返信率、返信時間等の実施結果を添付してください。

■ ガイドラインの改定案

【訓練の結果概要の提出】（ガイドラインP.44）

② 訓練の結果概要の提出

訓練を実施した場合には、訓練実施記録を作成します。認定の更新を受ける場合には、訓練実施記録を提出することが必要です（過去3年分は必須）。認定の更新審査に際して、重要なチェック対象となります。

また、実施状況写真を撮影し、必ず実施記録に添付してください。ただし、安否確認訓練においては、実施写真の添付は必要ありませんが、返信率、返信時間等の実施結果を添付してください。

ただし、自然災害の発生及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなど、計画どおりに訓練を実施出来ていない場合には、継続申請時点で実施済の訓練実施記録の提出により申請を受け付けるものとします。

また、訓練を前回申請時から一度も実施出来ていない場合には、未実施の理由及び訓練実施予定を記入して申し入れをすることで緩和措置を受けることができます。

確認のポイントを追記

【確認のポイント】

- ・ BCPに示す訓練計画に基づく訓練が実施できていること
- ・ 各種訓練ごとの訓練実施状況がわかる写真が1枚以上添付されていること
- ・ 訓練実施日時、場所、参加者、訓練内容、訓練結果、問題点・課題、改善点、所感等のそれぞれが記載されていること

審議事項② 継続申請時の評価基準

【③改善・定期的点検の実施記録】

- 改善を実施した内容についてどのように記載するか参考となるように改善の実施記録の様式例をガイドラインに追加

■ 現行ガイドライン

【事業継続計画の改善及び定期的点検の実施記録】（ガイドラインP.46）

表 3-36 事業継続計画の改善の実施記録（様式例）

版数	策定・改訂年月日	制定・改訂の内容	承認者
初版	令和○年○月○日	新規策定	社長 ＊＊ ＊ ＊
○版	令和○年○月○日	見直し・改善による変更内容の概要	社長 ＊＊ ＊ ＊

■ ガイドラインの改定案

【事業継続計画の改善及び定期的点検の実施記録】（ガイドラインP.50）

表3-36 事業継続計画の改善の実施記録（様式例）

追加

改善の実施時期	改善の実施項目	実施部署	統括部署	チェック
令和○年 ○月○日	人事異動に伴う災害対策本部の班員の変更	各部各課	＊ ＊部 ＊ ＊課	☐
	設備、書棚、ロッカーの耐震対策を実施	各部各課	＊ ＊部 ＊ ＊課	☐
	重要なデータや文書のバックアップの実施方法の見直し、頻度の変更	総務部	＊ ＊部 ＊ ＊課	☐
	訓練結果を踏まえた重要業務の目標時間の短縮	各部各課	＊ ＊部 ＊ ＊課	☐
令和○年 ○月○日	安否確認方法を災害時安否報告システムだけでなく、災害伝言掲示板、メールによる3方向に変更	総務部	＊ ＊部 ＊ ＊課	☐
	被害想定などの発表・更新に対応した計画の見直し	総務部	＊ ＊部 ＊ ＊課	☐
	訓練結果を踏まえた訓練計画の見直し	各部各課	＊ ＊部 ＊ ＊課	☐
	飲料水、食料等の賞味期限の確認、3日以上 の確保	総務部	＊ ＊部 ＊ ＊課	☐

版数	策定・改訂年月日	制定・改訂の内容	承認者
初版	令和○年○月○日	新規策定	社長 ＊＊ ＊ ＊
○版	令和○年○月○日	見直し・改善による変更内容の概要	社長 ＊＊ ＊ ＊